

平成16年度包括外部監査結果に基づく措置状況

知事所管分

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>【テーマ】 県税の賦課徴収に関する事務の執行について</p> <p>課税事務関係</p> <p>1 個人県民税 (報告書P.18)</p> <p>【結果】 個人県民税の賦課徴収は、市町村に委任することが地方税法で定められているが、市町村に任せきりではなく、受任者である市町村からの報告内容をよく検査し、委任業務の管理を徹底するとともに、報告事項に関する市町村への指導を積極的に行われたい。(徴収については、「徴収事務関係」にも記載した。)</p> <p>【意見】 ほ税という立場から、市町村の税務担当者に対して必要な助言をし、対策を協議することで、間接的な指導を強化されたい。</p> <p>2 個人事業税 (報告書P.23)</p> <p>【結果】 不動産貸付業や駐車場業に対する課税事務においては、業種認定の基準が複雑であり、また、医業等においては社会保険診療収入の特例適用により所得計算が複雑であるため、国の税務署から確定申告書や添付資料の写しを入手するだけでは十分な調査ができない場合もあり、納税義務者本人への積極的な照会作業が必要である。また、照会文書の内容や照会手続に工夫を凝らされたい。</p> <p>【意見】 新規課税対象者に対して、納税通知書を送付する前に、あらかじめ新たに課税対象者となった旨の通知文書を送付することは、納税者のためには有益な手続であるため、実施を検討されたい。</p> <p>4 不動産取得税 (報告書P.57)</p> <p>【結果】 住宅控除の特例、住宅敷地の減額の特例の適用にあたっては、条例の定めでは住宅取得者からの申告が必要とされている。しかしながら実際には、市町村長から新築家屋に係る課税資料の通知があった場合や、法務局(登記所)において必要な証明書類が確認された場合などには、申告がない場合にも特例の適用を認める取扱いがなされている。このような取扱いは条例に明文化すべきものであり、改善を要する。</p> <p>【意見】 住宅控除などの特例適用に係る申告書については、明確な適用要件の確認を図るとともに、事務手続を簡素化するため、現行の規則上個別の様式となっている住宅控</p>	<p>課税事務関係</p> <p>1 個人県民税 報告内容の検査を徹底するため、広島県税規則の一部改正を行い、市町から提出させる報告書の様式を改めた。</p> <p>市町税務職員の研修の場等を活用して、必要な助言や協議を行う。</p> <p>2 個人事業税 照会文書に対する回答が記載しやすいように、記載例等を作成した。</p> <p>各税務局の実情に応じて、納税通知書に「あなたと県税」等を同封するなど、個人事業税への理解を求めており、今後も継続する。</p> <p>4 不動産取得税 平成18年 6月議会定例会で広島県税条例の一部改正を行った。</p> <p>広島県税規則の一部改正を行った。</p>

除と住宅敷地の減額に係る申告書を一体化させるなど、様式を見直されたい。

徴収事務関係(報告書P.87)

平成15年度の課税調定額は2,819億円、徴収額は2,711億円、不納欠損額(徴収不能)は8億円である。収入率は96.1%(全国26位)であり、収入未済額は100億円である。

税目別の収入未済額うち、最も多いものは市町村へ徴収を委任している個人県民税の43億円であり、個人県民税の収入未済額のうち、広島市と福山市とで57%を占める。2番目に多額なのは自動車税の17億円である。

【結果】

1 個人県民税(報告書P.120)

収入未済額は全体の42.6%を占め、他の税目に比べ収入率が低い。また、個人県民税は市町村へ徴収を委任しているが、平成15年度においては、市町村ごとに収入率は77.4%から99.9%までの格差がある。

(間接的手段による徴収促進)

県から収入率の低い市町村に対して、地方税法第41条第3項、同第46条第3項及び第4項並びに地方自治法第245条の4に基づく援助や助言等の積極的活動が行われているとは思えなかった。地方税法に基づく活動は財務総室の税務担当室の職務であり、地方自治法に基づく活動は市町村税財政室の職務であるが、個人県民税の徴収改善や市町村の税徴収の助言及び勧告のためには、県は各部署の枠を越えて、換言すれば一体になって、税務行政に取り組むべきである。

(直接的手段による徴収促進)

また、地方税法第48条の規定に基づく県の直接徴収など、県が積極的に関与できる体制を整えるべきである。

今後、国の所得税から個人住民税への税源移譲が進めば、個人住民税徴収システムの強化が今以上に必要となることは明らかである。

3 執行停止(報告書P.124)

執行停止に関する県の通達と実際の事務手続の乖離が、執行停止後の資力回復状況の調査と納付能力の調査内容において見られる。

県の通達には運用不可能な程厳格のものや過度の情報収集が義務付けられている部分があるので見直しが必要である。また、執行停止の運用については、徴収確保と納税者間の公平性を考慮しつつ、納税資力の調査の簡略化を再検討する必要がある。

【意見】

9 人事評価システム(報告書P.133)

担当者の努力の成果が徴収に結びついた事例については、適切に評価し、昇進や昇格の参考とする制度の運用を検討すべきである。

徴収事務関係(報告書P.87)

1 個人県民税

平成18年度から、市町税政に関する事務を、地域振興部から税務室に移管した。

県職員に市町職員の身分を持たせ、市町職員とともに滞納整理を実施する「併任徴収制度」を創設した。

3 執行停止

新たに、「滞納処分停止に係る運用指針」を策定した。

「納付能力調査書並びに滞納整理票の復命記事の記載要領について(昭和31年11月1日付け税務課長通達)」は廃止した。

9 人事評価システム

職員の人事評価については、平成13年度から公務員制度改革を視野に入れた新たな人事評価制度を導入している。

この制度の中心となる定期勤務評定においては、評定期間中に職員の行動を模範的な行動例をもとに分析して数値化する手法を採っており、職員の勤務実績を実績、能力、態度の3つの面から把握することが可能なものとなっている。

職員の昇任や昇格については、この定期勤務評定の結果を参考にしており、引き続き職務に関する実績等を適切に評価し、勤務実績に応じた適切な処遇を行う。

また、給与体系については、平成18年度から給与構造の見直しが行われるため、勤務実績に基づく給与制度について引き続き検討していく。

12 滞納発生の防止(報告書P.135)

例えば、コンビニエンスストアでの収納など、納税をスムーズに行える環境作りを検討されたい。

徴税費関係(報告書P.155)

【結果】 広島県の徴税費の税収入額に対する割合は3.04%であり、全国都道府県の中では、やや低い。

税収確保の効率化と課税の公平性の確保という2つの側面から、税務職員の人事評価に見合った給与の支給の検討や税務特勤手当の見直しなど、より効果的な人件費の管理手法を検討し、導入を図られたい。

【意見】 人件費の増加要因とはなるが、課税の公平性の確保という立場からみれば、不動産取得税以外の税(例えば外形標準課税の事業税)についても、ほ税担当職員の強化が望まれる。

12 滞納発生の防止

平成18年度の自動車税から、夜間・休日等の納付を可能とするコンビニ収納を開始することにより、納税機会の拡大を図り、納期内納付の向上に努めた。

徴税費関係

税の徴収に関しては、従来から効率的な業務執行を図っているところであるが、効率性と課税の公平性とは必ずしも相容れないところがあり、難しい課題であると認識している。

人事評価に見合った給与の支給については、平成18年度から勤務実績に応じた昇給制度及び勤勉手当制度が管理職層に導入されることとなっており、このような制度を検討する中で、職員の適切な評価とそれに見合った給与について、引き続き検討を進める。

平成17年度から広島地域事務所税務局に事業税調査課を設置し、外形標準課税対象法人の調査を実施することとした。

また、他の税目のほ税の充実・強化についても効果的な要員の配置など、引き続き積極的に検討を行う。